

(平成23年3月16日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認福島地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	5 件
国民年金関係	2 件
厚生年金関係	3 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	8 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	7 件

福島国民年金 事案 702

第1 委員会の結論

申立人の昭和 60 年 4 月から 61 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 39 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 60 年 4 月から 61 年 3 月まで

私の国民年金保険料は、母が納税組合を通じて納付していた。申立期間の父の国民年金保険料は納付済みとなっているのに、私の国民年金保険料が未納となっているのはおかしいので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は 12 か月と短期間である上、申立人は、申立期間を除く国民年金加入期間について、国民年金保険料を全て納付している。

また、申立人の国民年金保険料を納付したとする申立人の母及び申立人と同様に母が納付したとする申立人の父は、国民年金加入期間について、国民年金保険料を全て納付している上、申立人の両親は、一部期間について、付加保険料も納付していることから、申立人の母の納付意識の高さがうかがわれる。

さらに、申立人は、申立人の母が納税組合を通じて申立人の国民年金保険料を納付していたと述べているところ、A 市が保管する申立人に係る国民年金被保険者名簿には、納税組合の番号が記載されていることが確認でき、申立内容と符合する。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 58 年 7 月から 59 年 3 月までの期間及び 60 年 4 月から同年 6 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 29 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 58 年 7 月から 59 年 3 月まで
② 昭和 60 年 4 月から同年 6 月まで

元夫の分も含め、国民年金保険料は私が近くの金融機関で納付していた。納付できない期間もあったが、後からでも納付し、隙間が無いようにしてきたと思う。

申立期間①は申請免除期間で、後から国民年金保険料を納付したと思う。また、申立期間②の前後の期間は国民年金保険料を納付済みであるのに、その間の申立期間②だけが未納となっていることは考え難い。

もう一度、詳しく調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除く国民年金加入期間について、国民年金保険料を全て納付又は申請免除を行っており、申立人の納付意識の高さがうかがわれる。

また、申立期間①については、申立人は、申請免除期間であった申立期間①の国民年金保険料を追納したと述べているところ、オンライン記録によれば、申立人の元夫は、申立期間①を含む昭和 58 年 4 月から 59 年 3 月までの申請免除期間の国民年金保険料を 62 年 2 月 12 日に追納したことが確認できる。

さらに、申立期間②については、オンライン記録によれば、申立人は、申立期間②の前の期間である昭和 59 年 4 月から同年 6 月までの国民年金保険料を 60 年 12 月 2 日に、59 年 7 月から同年 9 月までの国民年金保険料を 61 年 2 月 1 日に、59 年 10 月から 60 年 3 月までの国民年金保険料を 61 年 7 月 23

日にそれぞれ過年度納付するとともに、申立期間②直後の期間である 60 年 7 月から 61 年 3 月までの国民年金保険料を 62 年 9 月 25 日に過年度納付していることが確認でき、昭和 61 年度及び 62 年度の国民年金保険料が申立人及びその元夫共に現年度納付されていることを踏まえると、前後の期間を過年度納付しながら、3 か月と短期間である申立期間②の国民年金保険料のみ過年度納付しなかった事情はうかがえない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

福島厚生年金 事案 1107

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和28年5月10日から同年8月10日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、A社（現在は、B社）における申立人の被保険者記録のうち、当該期間に係る資格喪失日（昭和28年5月10日）及び資格取得日（昭和28年8月10日）の記録を取り消し、当該期間の標準報酬月額を6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和28年1月10日から同年4月1日まで
② 昭和28年5月10日から同年8月10日まで
③ 昭和30年12月24日から31年4月10日まで

申立期間①及び②については、私は、C社（現在は、B社）に継続して勤務していたにもかかわらず、これらの期間の厚生年金保険被保険者記録が無いことに納得できない。

また、申立期間③については、私は、D社に就職し、1日も休まず一生懸命勤務していたにもかかわらず、申立期間③の厚生年金保険被保険者記録が無いことに納得できない。

申立期間①から③までについて、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②については、申立人は、オンライン記録では、A社において昭和28年5月10日に厚生年金保険被保険者資格を喪失後、同社において同年8月10日に再度被保険者資格を取得しており、同年5月から同年7月までの申立期間②の被保険者記録が無い。

しかしながら、B社から提出された労働者名簿により、申立人は、申立期

間②を含めその前後の期間において、勤務形態に変更は無く、A社に継続して勤務していたことが確認できる。

また、B社の事業主は、継続して勤務していたのであれば、厚生年金保険料も控除している旨を述べている。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間②の標準報酬月額については、申立人のA社における申立期間②前後の社会保険事務所（当時）の記録から、6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、前述の労働者名簿により、申立人を継続して雇用していたことが確認できることから、申立期間②に係る厚生年金保険料を納付したとしているが、事業主から申立人に係る被保険者資格の喪失届及び取得届が提出されていないにもかかわらず、社会保険事務所がこれを記録するとは考え難いことから、事業主が社会保険事務所の記録どおりの被保険者資格の喪失及び取得の届出を行っており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和28年5月から同年7月までの厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間②に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間①については、前述の労働者名簿によれば、申立人は、事業不振により昭和28年1月10日付けで解雇されたことが確認できる上、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によれば、申立期間①において被保険者となっている者は見当たらず、同被保険者名簿に「28. 4. 1 事業開始」と記載されていることから、申立人が申立期間①において同社に勤務し厚生年金保険料を控除されていたとは考え難い。

申立期間③については、申立人が勤務していたと述べているD社は、昭和32年10月14日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっている上、当時の事業主は既に死亡しており、複数の同僚に照会しても、申立期間③に係る申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び回答を得ることはできなかった。

また、申立期間①及び③に係る厚生年金保険料の控除についての申立人の記憶は定かではなく、このほか、申立人の申立期間①及び③に係る厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①及び③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

福島厚生年金 事案 1108

第1 委員会の結論

申立人の申立期間のうち、平成10年3月11日から11年8月1日までの期間に係る標準報酬月額記録については、59万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成10年3月11日から11年8月1日まで
② 平成11年8月1日から同年10月14日まで

申立期間のオンライン記録上の標準報酬月額が、当時受け取っていた給与額と相違しており、納得できないので、実際の給与額に応じた標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

また、申立人は、申立期間①のうち、平成10年4月分から同年10月分までの給料支払明細書を所持していないものの、申立人から提出された通帳によれば、給料支払明細書が無い期間の給料振込額は、給料支払明細書がある同年3月及び同年11月から11年7月までの期間とほぼ同額であることから、給料支払明細書が無い期間についても、当該給料支払明細書において確認できる厚生年金保険料額と同額の厚生年金保険料が控除されていたものと推認

できる。

したがって、申立期間①の標準報酬月額については、前述の給料支払明細書等において確認又は推認できる厚生年金保険料控除額から、59万円とすることが妥当である。

一方、申立期間②のうち、平成11年8月については、厚生年金保険料控除額を確認できる給料支払明細書等の資料は無く、ほかに、オンライン記録上の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料額を超える保険料が給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情も見当たらないことから、当該期間について申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

また、申立期間②のうち、平成11年9月については、申立人から提出された同年9月分の給料支払明細書により、オンライン記録上の標準報酬月額が、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額に見合う標準報酬月額と同額となっていることが確認できることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あつせんは行わない。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としているが、申立期間①について、前述の給料支払明細書等において確認又は推認できる報酬月額又は厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額とオンライン記録上の標準報酬月額が長期間にわたり一致していないことから、事業主は、当該給料支払明細書等において確認又は推認できる報酬月額又は厚生年金保険料控除額に見合う報酬月額を届け出しておらず、その結果、社会保険事務所（当時）は、当該報酬月額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和34年1月5日から38年2月24日まで

私は、「脱退手当金を受け取られたかどうかのご確認について」という年金事務所からはがきを受け取って、初めて、申立期間について、脱退手当金が支給されていることを知った。

しかし、私は、当時、脱退手当金を受給した記憶は無いので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によれば、申立期間の脱退手当金は、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約1年1か月後の昭和39年3月10日に支給決定されたこととなっており、事業主が申立人の委任を受けて代理請求を行ったとは考え難い上、複数の同僚は、事業主が代理請求を行っていない旨を述べている。

また、脱退手当金を支給する場合、本来、過去の全ての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるが、申立人が受給したとされる脱退手当金については、申立期間より前の被保険者期間がその計算の基礎とされておらず未請求となっており、申立人がこれを失念するとは考え難い。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

福島国民年金 事案 704

第1 委員会の結論

申立人の昭和 53 年 6 月から同年 9 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 31 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 53 年 6 月から同年 9 月まで

申立期間は、個人経営の医療機関を退職し、A病院（当時）での本採用前の試用期間だった。国民年金の加入手続は自分では行っていないが、庶務担当者に厚生年金保険被保険者証の提出を求められたことを記憶しているので、庶務担当者が国民年金の加入手続を行ったと思う。

また、国民年金保険料を庶務担当者に渡して、納付してもらったと思うので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、平成 8 年 6 月 14 日に払い出されていることが確認でき、この頃、国民年金の加入手続が行われたものと推認できるところ、オンライン記録によれば、申立期間の国民年金被保険者資格に係る記録は、当該加入手続後の同年 7 月 1 日に追加処理されたことが確認できることから、申立期間当時は未加入期間であり、国民年金保険料の納付書は発行されず、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付することはできない上、当該追加処理が行われた時点では、申立期間の国民年金保険料は時効により納付することができない。

また、申立期間当時、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、申立人は、勤務先の庶務担当者に国民年金保険料を渡したと述べているところ、当該金額についての記憶が曖昧である上、A病院の人事関係事務を承継したB病院では、当時の資料は既に廃棄済みであり、当時の担当者も既に在籍していないとしており、申立期間当時の国民年金の加入手続等の取扱いを確認することができない。

加えて、申立人が、申立期間について国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 34 年 3 月 31 日から 35 年 9 月 1 日まで

私は、昭和 34 年 3 月末に集団就職でA社に入社し、35 年 12 月に退職するまで厚生年金保険に加入していたと思うので、申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が、上司の氏名及び作業内容等を具体的に記憶していることから、勤務期間は特定できないものの、申立人は、A社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に記載されている全被保険者 25 人のうち、連絡先の判明した 6 人に照会したところ、回答のあった 5 人はいずれも、「A社は家内工業で、入退社の多い会社であったため、従業員全員を厚生年金保険に加入させていたかは不明である。」旨を述べている。

また、申立人は、「同学年で同時期に集団就職した女性が二人いた。」と述べているところ、前述の被保険者名簿によれば、申立期間において、当該女性二人が厚生年金保険被保険者資格を取得した記録は確認できない。

さらに、A社は、昭和 48 年 10 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっている上、事業主も既に死亡しており、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認することはできない。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

福島厚生年金 事案 1110

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、船員保険被保険者として船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 39 年 9 月 4 日から 40 年 8 月 10 日まで

私の船員手帳には、昭和 39 年 9 月 4 日から 40 年 11 月 5 日まで A 丸に乗船した記録があるにもかかわらず、船員保険被保険者記録は同年 8 月 10 日から同年 11 月 26 日までの期間のみで、申立期間の被保険者記録が無いので、申立期間について、被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された船員手帳により、申立人は、A 丸の船長として、昭和 39 年 9 月 4 日に雇い入れられ、40 年 11 月 5 日に雇い止めされたことが確認できる。

しかしながら、A 丸の同僚は、「私は、昭和 37 年 12 月に乗船したが、A 丸は作業船だったので、船員保険の加入期間も短かった。私の場合も、船員手帳の雇入日と船員保険の加入記録は一致していない。」と述べているところ、同船舶に係る船員保険被保険者名簿によれば、当該同僚は、昭和 38 年 2 月 1 日に被保険者資格を取得し、同年 4 月 23 日に被保険者資格を喪失したことが確認できる。

また、A 丸の所有者は、既に死亡しており、申立期間に係る申立人の勤務実態及び船員保険料の控除について確認することはできない。

さらに、申立人は、「A 丸は、B 社（現在は、C 社）の作業船だった。」とも述べていることから、C 社の事業主に照会しても、申立期間に係る申立人の勤務実態及び船員保険料の控除について確認できる関連資料及び回答を得ることはできなかった。

なお、船員手帳の雇入契約の記載は、船員法において海上労働の特殊性を考慮し、労働者保護のため、船員が船舶に乗り込む前に行政庁があらかじめ

その労働条件の適法性等を確認するために設けている労働契約の公認制度であるが、船員手帳の記載と船員保険の手続は一体のものではなく、必ずしも船員手帳の記載と船員保険被保険者資格得喪日とが一致するものではない。

このほか、申立人の申立期間に係る船員保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者として申立期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 56 年 10 月 1 日から平成 10 年 8 月 1 日まで
厚生年金加入記録のお知らせによれば、私がA社に勤務していた申立期間当時の標準報酬月額が、前年より下がっている期間と据置きの間があった。中には4万円も下がっている期間もあるが、給与が下がったことは一度も無いので、納得できない。申立期間の標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社に係る厚生年金保険の標準報酬月額の記録が、昭和 55 年 8 月の随時改定時の 28 万円から 56 年 10 月の定時決定時に 24 万円に減額されていること、また、平成元年 10 月の定時決定時の 38 万円から 2 年 10 月の定時決定時に 34 万円に減額されていること等について、毎年昇給していた時期に考え難いとして申し立てている。

しかしながら、i) A社が加入しているB厚生年金基金によれば、申立期間に係る申立人の標準報酬月額は、オンライン記録と一致していること、ii) 同社が加入しているB健康保険組合によれば、記録がある平成 2 年 10 月以降の申立人の標準報酬月額は、オンライン記録と一致していることがそれぞれ確認できる上、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を確認しても、申立人の標準報酬月額等の記載内容に不備は無く、遡って標準報酬月額の訂正が行われた形跡も無い。

また、申立人は、「A社では毎年昇給があった。」と述べているところ、A社では、「申立期間の一部を含む、昭和 53 年 4 月から 58 年 4 月までは基本給が昇給していることは確認できるものの、交通費及び時間外手当の対象

者だった時期の時間外手当の額によっては、報酬月額が変動することも考えられる。」としている上、オンライン記録によれば、複数の従業員についても、申立人と同様に昭和 56 年 10 月の定時決定時に標準報酬月額が減額されていることが確認できる。

このほか、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間について申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

福島厚生年金 事案 1112

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 50 年 11 月 1 日から 51 年 10 月 1 日まで
私は、申立期間には同僚の紹介でA社（現在は、B社C工場）に勤務していたが、厚生年金保険被保険者記録が無いことに納得できないので、申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社C工場から提出された申立人に係る履歴書、複数の同僚及び申立期間当時の工場長の記憶により、申立人が、申立期間のうち、昭和 50 年 11 月 1 日から 51 年 8 月 6 日までA社に勤務していたことは認められる。

しかしながら、申立人は、同僚の紹介で当該同僚と一緒に勤務していたと述べているところ、オンライン記録によれば、当該同僚は、申立人が入社した昭和 50 年 11 月 1 日に厚生年金保険被保険者資格を喪失したことが確認できる上、「申立人を知らないし、申立人を紹介した記憶も無い。」旨を述べており、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認することはできない。

また、申立人に係る前述の履歴書には、「パート（8時間勤務）」と記載されているところ、申立期間当時の総務経理事務の担当者は、「私が入社した昭和 50 年当時は、組立工等の工員はパート扱いで社会保険に加入させていなかった。」と述べている。

さらに、申立人の夫に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票によれば、申立人は、申立期間を含む昭和 48 年 9 月 10 日から 57 年 2 月 26 日まで夫の健康保険の被扶養者となっていることが確認できる。

加えて、申立期間に係る厚生年金保険料の控除についての申立人の記憶は定かではなく、このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除を

うかがわせる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

福島厚生年金 事案 1113

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 31 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 59 年 10 月頃から平成 3 年 8 月頃まで

私は、A社を退職後、Bグループに入社した。当時、会社から健康保険被保険者証をもらい、妻のための遠隔地被保険者証ももらっていたと思うので、申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成 2 年 4 月 1 日付けの B グループ発行の社員証を所持している上、申立人に係る雇用保険の加入記録により、申立人は、申立期間のうち、昭和 61 年 3 月 21 日から平成 3 年 8 月 30 日までの期間において、同グループの関連企業である C 社に勤務していたことが確認できる。

しかしながら、Bグループについては、オンライン記録において、該当する厚生年金保険の適用事業所名は無く、適用事業所となっていることが確認できない上、C社は、平成 10 年 3 月 1 日に適用事業所となっており、申立期間当時、適用事業所でなかったことが確認できる。

また、C社の総務担当者は、「申立人の述べている B グループとは、単なるグループの名称であり、同グループの社員の労務管理は、当社が行っているが、申立期間当時、当社は適用事業所となっていないことから、厚生年金保険料を社員の給与から控除していない。」と述べている。

さらに、オンライン記録によれば、申立人は、申立期間において、国民年金に加入し、そのうちの一部の期間の国民年金保険料を納付していることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

福島厚生年金 事案 1115

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 41 年 3 月 7 日から 43 年 4 月 26 日まで
私は、申立期間に A 社に勤務していたが、この期間の厚生年金保険料が脱退手当金として支給されたことになっている。
脱退手当金を受給した記憶は無いので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していた事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票の女性被保険者のうち、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和 43 年 4 月 26 日の前後 2 年以内に資格喪失した者で、資格喪失の時点で脱退手当金の受給要件を満たしている 14 人の脱退手当金の支給記録を調査したところ、9 人に脱退手当金の支給記録が確認でき、そのうち申立人を含む 8 人が資格喪失日から 3 か月以内に、1 人が 5 か月以内に脱退手当金の支給決定がなされている上、複数の同僚は、「当時、総務の担当者から脱退手当金の説明を受けた。」と述べていることから、申立人についても、その委任に基づき、事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

また、申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金が支給されたことを意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 3 か月後の昭和 43 年 7 月 19 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

さらに、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

福島厚生年金 事案 1116

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 31 年 4 月 9 日から 35 年 1 月 26 日まで

私は、申立期間にA社に勤務していたが、60歳になり年金の手続を行った際に、申立期間に係る脱退手当金が支給済みであることを初めて知った。

私は脱退手当金を受給した記憶は無く、亡くなった母からも姉妹からも、脱退手当金について聞いたことが無いので、調査の上、脱退手当金を受給していないことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していた事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人が記載されているページ及びその前後5ページに記載されている女性被保険者のうち、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和35年1月26日の前後2年以内に資格喪失した者で、資格喪失の時点で脱退手当金の受給要件を満たしている18人の脱退手当金の支給記録を調査したところ、i) 11人に脱退手当金の支給記録が確認でき、そのうち申立人を含む9人が資格喪失日から3か月以内に、1人が5か月以内に脱退手当金の支給決定がなされていること、ii) 申立人と資格喪失日が1日違いの同僚の脱退手当金の支給決定日は、申立人と同日であることが確認できること、iii) 当時は通算年金制度創設前であったことを踏まえると、申立人についても、その委任に基づき、事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

また、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約3か月後の昭和35年4月7日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

さらに、申立人には、申立事業所を退職後に国民年金への未加入期間が複数あり、年金制度に対する意識が高かったとは考え難い上、申立人から聴取

しても、受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。